

届出書の取扱い

- ①補助人等の実印に係る印鑑証明書の徴求については、通常の代理人届の場合と同様とするなど、各協会所定の方法による。
- ②任意後見契約の締結自体の届出（任意後見契約自体の登記事項証明書の提出）は対象としていない。
- ③任意後見受任者が任意後見人となるのは、「任意後見監督人の選任」によるため、この届出の契機となるのは選任に係る審判であるが、代理人はあくまで任意後見人であるため、任意後見人の届出をもらう。なお、一定の行為の代理について任意後見監督人の同意を要するとされている場合もあるが、この場合にはその旨を「その他」欄に記載してもらい、任意後見監督人等の届出を別途もらうこととしている。
- ④同意（取消）権や代理権の対象行為の範囲は、届出書に記載してもらうのではなく、「添付資料のとおり」として、登記事項証明書により確認する。なお、登記事項証明書に代えて、「審判書および確定証明書」による取扱いも可能としている。
- ⑤届出事項の変更については、新たに本届出書を提出（変更の旨を「その他」欄に記載）してもらい、変更後の登記事項証明書により取扱う。したがって、変更届は別に設けない。
- ⑥行為能力が回復した場合の届出については、各協会において既に制定されているものなどを使用する。あるいは、上記⑤に準じて取扱う。